

令和6年7月30日

試験成績書

周防大島町長 様

計量証明事業登録 静岡県 第148-6の2号
特定計量証明事業者 認定番号 N-0154-01

株式会社 静環検査センター

(事業所) 株式会社 静環検査センター 本社研究所

静岡県藤枝市高柳2310番地 (事業者・事業所)

電話 054-634-1000(代) FAX 054-634-1010

試験責任者

環境計量士(濃度関係)

(登録 第 1285 号) 五十嵐 圭介

試験の結果を下記の通り報告します。

1. 試料に関する情報

事業所名	周防大島町清掃センター
施設名又は採取箇所	飛灰貯留槽入口
試料名	焼却飛灰
試料採取日時	令和6年6月27日 11:09～11:13
採取者	株式会社 静環検査センター 広島営業所
特記事項	—

2. 試験方法

「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法」

(平成4年厚生省告示第192号)(改正 平成16年環境省告示第31号)

「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第2条第2項第1号の規定に基づき環境大臣が定める方法」

(平成16年環境省告示第80号)

3. 試験結果

試験の対象	単 位	試 験 結 果
ダイオキシン類	ng/g	実測濃度 130
	ng-TEQ/g	毒性等量 2.0

備考

- 毒性等価係数は、WHO/IPCS(2006)を用いた。
- ダイオキシン類濃度の詳細については、次頁の試験結果詳細表に示す。
- 各濃度は、乾燥重量当たりの値である。
- 当社の許可なく、本試験成績書の一部を複製し使用することを禁止します。

ダイオキシン類濃度 試験結果詳細表

異性体・同族体		実測濃度 (ng/g)	試料 における 定量下限 (ng/g)	試料 における 検出下限 (ng/g)	毒性等価 係数 TEF	毒性等量 TEQ (ng-TEQ/g)
P C D D s	2,3,7,8-TeCDD	0.084	0.0022	0.0007	1	0.084
	TeCDDs	8.4	-	-	-	-
	1,2,3,7,8-PeCDD	0.49	0.0025	0.0007	1	0.49
	PeCDDs	16	-	-	-	-
	1,2,3,4,7,8-HxCDD	0.55	0.006	0.002	0.1	0.055
	1,2,3,6,7,8-HxCDD	1.5	0.004	0.001	0.1	0.15
	1,2,3,7,8,9-HxCDD	1.0	0.004	0.001	0.1	0.10
	HxCDDs	26	-	-	-	-
	1,2,3,4,6,7,8-HpCDD	8.5	0.005	0.001	0.01	0.085
	HpCDDs	16	-	-	-	-
	OCDD	7.0	0.007	0.002	0.0003	0.00210
	Total PCDDs	72	-	-	-	0.96610
P C D F s	2,3,7,8-TeCDF	0.46	0.0022	0.0007	0.1	0.046
	TeCDFs	14	-	-	-	-
	1,2,3,7,8-PeCDF	0.62	0.0025	0.0007	0.03	0.0186
	2,3,4,7,8-PeCDF	1.4	0.0027	0.0007	0.3	0.42
	PeCDFs	17	-	-	-	-
	1,2,3,4,7,8-HxCDF	1.1	0.004	0.001	0.1	0.11
	1,2,3,6,7,8-HxCDF	1.4	0.004	0.001	0.1	0.14
	1,2,3,7,8,9-HxCDF	0.20	0.005	0.002	0.1	0.020
	2,3,4,6,7,8-HxCDF	2.2	0.004	0.001	0.1	0.22
	HxCDFs	16	-	-	-	-
	1,2,3,4,6,7,8-HpCDF	4.1	0.004	0.001	0.01	0.041
	1,2,3,4,7,8,9-HpCDF	1.1	0.004	0.001	0.01	0.011
	HpCDFs	9.5	-	-	-	-
	OCDF	2.9	0.010	0.002	0.0003	0.00087
	Total PCDFs	59	-	-	-	1.02747
Total (PCDDs+PCDFs)		130	-	-	-	1.99357
C o - P C B s	3,4,4',5'-TeCB (# 81)	0.047	0.003	0.001	0.0003	0.0000141
	3,3',4,4'-TeCB (# 77)	0.24	0.004	0.001	0.0001	0.000024
	3,3',4,4',5'-PeCB (#126)	0.18	0.003	0.001	0.1	0.018
	3,3',4,4',5,5'-HxCB (#169)	0.098	0.005	0.002	0.03	0.00294
	Total non-ortho PCBs	0.56	-	-	-	0.0209781
	2',3,4,4',5'-PeCB (#123)	0.026	0.004	0.001	0.00003	0.00000078
	2,3',4,4',5'-PeCB (#118)	0.071	0.0025	0.0007	0.00003	0.00000213
	2,3,3',4,4'-PeCB (#105)	0.092	0.003	0.001	0.00003	0.00000276
	2,3,4,4',5'-PeCB (#114)	0.019	0.005	0.001	0.00003	0.00000057
	2,3',4,4',5,5'-HxCB (#167)	0.054	0.004	0.001	0.00003	0.00000162
	2,3,3',4,4',5'-HxCB (#156)	0.10	0.005	0.001	0.00003	0.0000030
	2,3,3',4,4',5'-HxCB (#157)	0.077	0.004	0.001	0.00003	0.00000231
	2,3,3',4,4',5,5'-HpCB (#189)	0.11	0.004	0.001	0.00003	0.0000033
	Total mono-ortho PCBs	0.55	-	-	-	0.00001647
Total Co-PCBs		1.1	-	-	-	0.02099457
Total ((PCDDs+PCDFs)+Co-PCBs)		130	-	-	-	2.0

- 備考 1. 実測濃度中の括弧付の数値は、検出下限以上定量下限未満の濃度であることを示す。
 2. 実測濃度中の"ND"は、検出下限未満であることを示す。
 3. 毒性等価係数(TEF)は、WHO/IPCS(2006)を適用した。
 4. 各異性体の毒性等量は、実測濃度における定量下限未満の数値を0(ゼロ)として算出した。
 5. 各濃度は、有効数字2桁を原則とし、それぞれ個別に桁まるめを行うため、表記上各Total量等が合わなくなる場合がある。
 6. 各濃度は、乾燥重量当たりの値である。

【 結果（ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻） 】

ダイオキシン類濃度

ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻(以下「ばいじん等」という。)の処理に係るダイオキシン類の基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」により 3 ng-TEQ/gと定められている。

*ただし、平成12年1月15日以前に設置された又は設置の工事がされた廃棄物焼却炉から排出されるばいじん等についてはセメント固化、薬剤処理、酸抽出により処分を行う限り、上記の規定は適用されない。

結果(毒性等量)	2.0	ng-TEQ/g
基準値	3	ng-TEQ/g以下

(参考)

- ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」

特別管理一般廃棄物あるいは特別管理産業廃棄物の判定基準について、3 ng-TEQ/gを超えるものと定められている。

- ・「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策について」(基発第401号の2)

汚染物から 3000 pg-TEQ/g(3 ng-TEQ/g)を超えるダイオキシン類が検出された場合、その周辺の箇所(少なくとも1点以上)における追加調査を行うことと定められている。

【 採取記録 】

採 取 日 時	令和6年6月27日 11:09～11:13
性 状	灰白色・非常に細かい
採 取 器 具	ステンレス製ショベル及びバット